

行財政改革の取り組み

その11

指定管理施設
の見直し

行財政改革の中で、特に重要な見直しの一つに、市民の皆さんにもかわりの深い、「公の施設」の指定管理があります。今月号では、具体的にその内容についてお知らせします。

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、福祉施設や教育・文化施設など、市民の皆さんに直接利用していただく「公の施設」(*)の管理運営を、広く民間の事業者や団体にも任せることができる制度です。

「公の施設」の管理運営は、市が直接行うか、市が出資する法人や公共的団体などに委託することが原則でした。しかし、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正によって、その制限がなくなり、広く民間の事業者や団体なども「公の施設」の管理運営ができるようになりました。

この場合、施設の管理運営を

任せる事業者等のことを「指定管理者」とし、議会の議決を経て市が指定します。

指定管理の目的は、住民サービスの向上と行政コストの削減が図ることです。この制度を活用することによって、地域の振興・活性化や行財政改革の促進効果が期待されています。

※「公の施設」とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。

公の目的のために設置された施設であっても、市庁舎などのように地方公共団体が事務を行うために設置された施設は対象となりません。

表① 指定管理施設管理形態の現状

- (1) 指定管理者で自主運営が行われており、市からの公金の支出がない施設
- (2) 一定の利用料などの収入が見込まれるものの、赤字分を市から委託料で補てんしている施設
- (3) 基本的には、指定管理者で自主運営される施設ではあるが、利用料がほとんど見込めないなどにより、市からの委託料などで維持管理を行っている施設
- (4) 地域市民センターや公民館（分館含む）などの公共施設と併設している施設で、公と指定管理との管理区分や公民館事業とコミュニティ事業との区分が必ずしも明確でないことから、一定額もしくは全額を市が支出している施設

現状と課題

市は現在、合併前からの指定管理施設を含めて150の施設について指定管理者を指定し、管理運営を任せています。

現行の管理形態は表①のとおりです。

同じ目的を持って整備した施設であっても、合併前の旧市町

で指定管理を導入する際の基準に差異があり、合併後もそのまま引き継いだため、現在でも同一の管理条件となつていません。

合併後3年を経過し、統一した基準で維持管理を行うっていくために、同じ目的の施設は同じ扱いとなるように見直す必要があります。

表② 指定管理施設の分類

分類型		内容
分類1	完全独立採算型施設	指定管理者が使用料等を徴収するとともに、その使用料等をもって独立採算で運営を行う施設
分類2	一部補てん独立採算型施設	比較的多くの利用が見込めることから、指定管理者が使用料等を徴収し、運営を行うこととするが、収支不足の一部を市が補てんする施設
分類3	公共施設併設型施設	市や教育委員会の公用部分と指定管理部分が併設している施設で、性質上利用料金の徴収があまり多く見込めない施設で、公用部分のほかに維持管理費を市が補てんする施設
分類4	独立型施設	地域コミュニティの活動拠点となっており、他の公用施設等と併設されていない施設で、その維持管理について指定管理者が使用料等の徴収により運営を行う施設
分類5	指定管理廃止施設	施設の管理形態を、指定管理から外し、直営もしくは民営化、施設の廃止並びに他の用途に転用を行う施設

新たな考え方

市は現状の分析を行い、指定管理者制度の基本的考えに基づいて、新たに指定管理施設を5つに分類（表②）することとしています。

今後は、この分類に従って、

今後の進め方

「公の施設」の管理・運営の見直しを検討していくこととなります。

すでに指定管理を行っている施設の指定管理者は、指定管理の目的を踏まえて、運営する必

要があります。

特に、地域で利用するコミュニティ施設などは、同様の施設であっても管理条件が異なっているため、今後の運営方法について指定管理者と利用者で話し合っていたきたいと考えています。市も、指定管理者と協議する中で、より適切な施設管理・運営方法を構築していきま

す。

また、市が直接運営している施設についても、今後、指定管理者制度の活用を検討することにより、サービスの向上と維持管理費の削減を図っていくこととしていきます。

市は、行財政改革推進本部の決定事項に基づき、市民の皆さんのご意見を伺いながら、平成22年度までにこの分類に従って指定管理施設を順次見直すこととしていきます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 高梁市行財政改革推進本部事務局（企画課内）
②0209

◆12月号のお詫びと訂正◆ 12月号6ページに掲載の行財政改革の成果を示した表に誤りがありました。お詫びして訂正します。

＜誤＞ 表① 項目ごとの達成率

項目	目標額	実績額 (H18~19)	達成率
市政運営方針の改革	目標額は設定していません	—	—
組織の改革	26億1,000万円	3億5,400万円	13.6%
人の改革	3億1,900万円	4,400万円	13.8%
財政構造の改革	8億2,400万円	2億6,100万円	31.7%
事務事業の見直し	37億5,300万円	6億5,900万円	17.6%



＜正＞ 表① 項目ごとの達成率

項目	目標額	実績額 (H18~19)	達成率
市政運営方針の改革	目標額は設定していません	—	—
組織の改革	26億1,000万円	3億5,400万円	13.6%
人の改革	3億1,900万円	4,400万円	13.8%
財政構造の改革	8億2,400万円	2億6,100万円	31.7%
事務事業の見直し	37億5,300万円	6億5,900万円	17.6%
計			